

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）〔要約〕」
 <学校規模の適正化>

○小学校

規模	学級数	状況	対応
学校規模の標準を下回る場合	1~5	【複式学級が存在する規模】 おおむね、複式学級が存在する学校規模。	一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
	6	【クラス替えができない規模】 おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。	一般に教育上の課題があるが、児童数が少ない場合は特に課題が大きいため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、1~5学級と同じ対応。
	7~8	【全学年ではクラス替えができない規模】 おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。 将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
	9~11	【半分以上の学年でクラス替えができる規模】 おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
標準	12~18	※学校教育法施行規則第41条	
大規模校	25~30		①学校の分離新設、②通学区の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられる。 過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきている。（過大規模校の新增築事業については、分離新設、通学区の調整等適正規模化のための方策が十分に検討された上でやむを得ない場合に限り国庫負担の対象としている。）
過大規模校	31以上		

○中学校

規模	学級数	状況	対応
学校規模の標準を下回る場合	1~2	【複式学級が存在する規模】 おおむね、複式学級が存在する学校規模。	一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
	3	【クラス替えができない規模】 おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。	一般に教育上の課題があるが、生徒数が少ない場合は特に課題が大きいため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、1~2学級と同じ対応。
	4~5	【全学年ではクラス替えができる学校が少ない規模】 おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。 将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
	6~8	【全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】 おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
	9~11	【全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】 おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。	教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
標準	12~18	※学校教育法施行規則第79条	

※大規模校及び過大規模校については、小学校と同じ。